

令和3年度事業計画書（案）

1 方針

顕彰会は、公益法人としての会の存立目的である、特攻隊戦没者の慰霊顕彰及び特攻隊の史実等の周知を通じて国の恒久平和と発展に寄与するため、本年度も慰霊祭の実施、他慰霊団体等の行う慰霊祭等への協力・参列、会報の発行等を通じた特攻隊に関する知識等の周知、並びに特攻勇士之像の護国神社への奉納等の事業を推進する。

2 各種実施事業

(1) 慰霊祭の実施・他団体慰霊祭への参列、協力

ア 3月27日(土)の靖国神社における第42回特攻隊全戦没者慰霊祭を主催すると共に世田谷山観音寺が主催する9月23日(木・祝日)の第70回特攻平和観音年次法要を全面的に支援する。

イ 国内外の他慰霊団体等が実施する特攻隊関係慰霊祭には積極的に参加又は協力する。この際主として委員会委員の参加等を考慮し、当該慰霊祭の実情を把握すると共に、広く各地の慰霊祭の情報を収集・記録し動向を把握する。また、参列等の機会に当顕彰会の広報に留意する。

ウ 毎月18日に世田谷山観音寺が実施している特攻平和観音月例法要に会員の参拝を促し特攻隊員の慰霊顕彰に務める。この際、会員以外も誘うことにより、一般参加者等に対する募集・広報に務める。

(2) 会報の発行

ア 本年度も引き続き会報を5回発行し、特攻隊戦没者の伝承等に資する。

イ 会の存在を多くの国民に知って頂くため、昨年度に引き続き会報の送付先の拡大を図る。

(3) 特攻隊に関する資料収集調査及び関連出版物に関する事業等

ア 特攻隊及び特攻隊戦没者等に関する史実の調査及び研究資料等の収集を可能な限り推進する。また、多くの特攻隊関連者が物故し、関連資料の散逸が懸念される状況に鑑み、関連組織等と連携を図り特攻隊に関する資料を収集する。

イ 特攻ライブラリーの充実を図るとともに、会員以外の使用も促進するためHP等で広く周知をする。

ウ 「特別攻撃隊全史」及び「森丘哲四郎手記」を引き続き関係団体等へ寄贈すると共に、顕彰会が出版した書籍等で在庫のあるものについては積極的に広報を実施して一般への頒布促進を図る。

(4) 特攻勇士之像建立奉納事業

全国護国神社への「特攻勇士之像」建立奉納事業を継続する。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で延期されている三重縣護国神社等への奉納を行うと共に、次年度以降の奉納を行うための引き続き、各護国神社、及び奉賛会等の情報収集と調整を行う。

3 事業遂行基盤としての業務

顕彰会の各事業は、理事会の決議に基づき、全体委員会が計画・実施する。全体委員会は、令和2年度末の態勢をもって、引き続き顕彰会の事業・業務執行の中枢機関として活動する。この際、全体委員会委員長（副理事長）の下、各グループ毎に事業実施計画を作成し、事業を推進する。

(1) 募集・広報業務

ア 募集

会員の減少傾向に歯止めを掛けるため、役員等が自ら募集成果を挙げ、一般会員の募集意識向上への波及効果を期すると共に、新聞・雑誌等への広告、HP・会報に募集関係記事を掲載する等、積極的施策により募集成果を期する。この際、次世代を担う若年層の募集を重視する。

イ 広報

(ア) 特攻隊の歴史と功績を国民に広く広報・普及・継承するため、公益誌として会報『特攻』を発行し、全会員に配布すると共に、会員外の希望者にも頒布する。会報の作成にあたっては、公益法人に相応しい記事内容であるかどうか編集委員会により常時点検指導する。

また、HPやFBを活用した若年層に対するPR活動の試行等、現代の広報媒体を使った効率的な広報活動に留意する。

(イ) ホームページ上に、会報「特攻」の内容を公開し特攻隊戦没者に関わる慰霊祭情報等を掲載し広報すると共に、法令に定められた顕彰会運営状況等の情報を公開する。

この際、HP等の維持管理に当たっては、常に最新化に留意すると共にセキュリティーを重視しトラブル発生時には委託業者と連携して迅速に回復する態勢を常に保持する。

(2) 会員の特攻隊に関する識能向上施策

全体委員会委員を主対象として、特攻隊に関する識能の向上のため、機会を捉えて講演会、勉強会、研修会等を企画する。この際、一般会員等にも可能な範囲で参加を促し、会の団結及び会員の獲得に資する。